自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

防火防災意識の高揚

令和元年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の73.5%を失火が占めており、また、危険物施設における火災事故の56.9%が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び二次災害の防止は、住民の日頃の備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。

このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」(1月15日~21日)、「全国火災予防運動」(春季:3月1日~7日、秋季:11月9日~15日)、「危険物安全週間」(6月第2週)、「防災週間」(8月30日~9月5日)、「119番の日」(11月9日)などの機会をとらえて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰(毎年7月上旬)を行い、防災功労者に対して消防庁長官表彰(随時実施)を行い、特に功労が顕著な個人又は団体について、内閣総理大臣表彰(それぞれ毎年7月上旬、9月上旬)が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、 意識の高揚を図っていく必要がある。

1. 全国火災予防運動等

(1)全国火災予防運動

(秋季 令和元年 11 月 9 日~11 月 15 日 春季 令和 2 年 3 月 1 日~3 月 7 日)

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、防火防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火防災意識の高揚及び火災予防対策の実践を呼び掛けている。

令和元年 11 月9日から 15 日まで実施した令和元年 秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を 迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、 もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を 防ぐことを目的として行われるもので、消防庁では「ひ とつずつ いいね!で確認 火の用心」を令和元年度 の全国統一防火標語として掲げ、各省庁、各都道府県 及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、

「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の趣旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

また、令和2年3月1日から7日まで実施した令和2年春季全国火災予防運動では、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した形で、秋季と同一の全国統一防火標語の下に、秋季の取組に、「地震火災対策の推進」、「林野火災予防対策の推進」を加え様々な行事が実施された。





火災予防運動ポスター

(2) 文化財防火デー(1月26日)

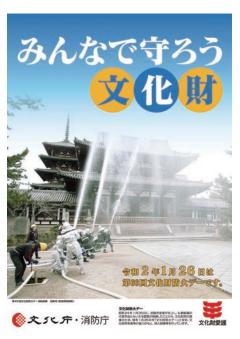
昭和24年(1949年) 1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年(1955年)以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開し

ている。

また、この日を中心として、文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出、消火、通報及び避難のための訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

なお、平成31年4月のフランスのノートルダム大 聖堂での火災や令和元年10月の沖縄県の首里城跡で の火災を受け、消防庁では、文化財等における訓練の 実施方法を具体化した「国宝・重要文化財(建造物) 等に対応した防火訓練マニュアル」(以下「防火訓練 マニュアル」という。)を作成したところである。

文化財防火デーの機会を捉え、文化財等の関係者に対して、防火訓練マニュアルに基づく実践的な訓練の 実施を促進していくことが重要である。



文化財防火デーポスター

(3)全国山火事予防運動

(令和2年3月1日~3月7日)

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。

令和2年の全国山火事予防運動では、「守りたい森と未来を 炎から」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研究会の開

催、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織と 女性防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等 を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(4) 車両火災予防運動

(令和2年3月1日~3月7日)

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者 の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防 し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁 と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せ て実施している。

令和2年の車両火災予防運動では、車両カバーにおける防炎製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎等の防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。

(5)消防記念日(3月7日)

昭和23年(1948年)3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年(1950年)、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動(毎年3月1日~3月7日)の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の件数は近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、 平成2年度(1990年度)以降、毎年6月の第2週を「危 険物安全週間」とし、危険物関係事業所における自主 保安体制の確立を呼び掛けるとともに、家庭や職場に おける危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓 発を図っている。具体的には、各都道府県、関係団体 等と協力して、推進標語の募集や推進ポスターの作成 をはじめとする広報活動を行っているほか、危険物の 安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、 団体及び事業所に対し表彰を行っている。

令和2年度の危険物安全週間(6月7日~13日)では「訓練で 確かな信頼 積み重ね」を推進標語として全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の保安に功績があった者を表彰した。また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練が行われた。



危険物安全週間推進ポスター

3. 防災知識の普及啓発

我が国は繰り返し地震や風水害等の災害に見舞われており、いつでもどこでも大きな自然災害が生じるおそれがある。災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、地方公共団体が一体となって防災対策を推進するとともに、国民一人一人が、出火の防止や初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識、技術を身に付け、日頃から、家庭での水・食料等の備蓄や家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心掛けることが極めて重要である。また、防災のための講習会や防災訓練等に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立することが災害による被

害の軽減につながる。

このため、政府は、大正12年(1923年)に関東大震災が発生した9月1日を「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までを「防災週間」、安政南海地震(安政元年(1854年))が発生した11月5日を「津波防災の日」、平成7年(1995年)に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「防災とボランティアの日」、毎年1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とそれぞれ定めて、国民の防災意識の高揚を図っている。とりわけ、「防災週間」では、政府や地方公共団体から地域の自主防災組織に至るまで、大小様々な規模で防災訓練等が行われ、また、「防災とボランティア週間」では、全国各地で防災写真展や防災講習会、消火・救助等の防災訓練等が実施されている。

消防庁では、インターネットを活用していつでも、 誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理につい て学習できる「防災・危機管理 e - カレッジ」を消防庁 ホームページにおいて運用している。このほか、SNS 等の広報媒体を通じ、防災知識の普及啓発を行っている。

また、消防庁では、東日本大震災の経験を踏まえ、 「災害伝承10年プロジェクト」を実施している。これは、東日本大震災の被災地で活躍した市町村職員、 消防団員、女性防火クラブ員、自主防災組織の構成員 等の方々を語り部として、希望する全国の市町村に派 遣し、講演等を行う事業である。市町村の災害対応力 の強化や地域住民の防災意識の向上を目的として、平 成25年から毎年行っている。

さらに、地方公共団体においては、各種啓発行事の 実施、自主防災組織の育成等を通じて、住民、事業所 等に対する防災知識の普及啓発に努めている。

住民等の自主防災活動

1. コミュニティにおける自主防災活動の促進 …

防災体制の強化を図る上で、常備消防等の防災関係 機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、住民によるコミュニティでの自主的な防災活動 を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重 要である。

特に、大規模災害時には、道路、橋りょう等は損壊 し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断 され、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害 対応に支障を来すことが考えられる。また、広域的な 応援態勢の確立に時間を要する場合も考えられる。こ のような状況下では、地域住民一人一人が「自分たち の地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識 に基づき、組織的に、出火の防止や初期消火、情報の 収集・伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手 当、給食・給水等の自主的な防災活動を行うことが必 要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って、初期消火により延焼を防止した事例や、救助活動により人命を救った事例等が数多くみられた(第4-1図)。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成の促進やその活動の活性化に向けた取組が各地で行われている。自主防災組織が、地域住民の中心となってハザードマップの作成や避難訓練を実施するなど、日頃から地域防災力の向上に努めていた結果、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風(台風

第19号)では、地域住民の避難が適切に行われ、被 害の軽減につながった事例もある。

自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制の確立、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。全国における自主防災組織による活動カバー率(全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合)は増加傾向にある(第4-2図)。

また、地域の防火防災意識の高揚を図る上で、自主 防災組織の育成とともに、女性防火クラブ、少年消防 クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重 要である。さらに、消防団等の防災関係機関をはじめ、 自主防災組織、女性防火クラブ、事業所、各種団体等、 地域防災の担い手が相互に連携することが、地域防災 力の向上につながる。

第4-1図 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況

(平成8年(1996年)11月) 自力で 家族に 友人に・隣人に 2.6 通行人に 1.7 救助隊に 約98% 0.9 その他 10 20 40 (%) 0 15 30

(出典) 社団法人 日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」(標本調査、神戸市内)

第4-2図 自主防災組織の推移

(各年4月1日現在) ■組織数 ----組織による活動カバー率(%) 組織数 活動カバー率(%) 90% 175.000 84.3% 170,000 84.1% 83.2% 82.7% 81.7% 165,000 81.0% 80.0% 160,000 80% 77.9% 77.4% 75.8% 155.000 156,840 159,967 161,847 164,195 165,429 167,158 169,205 150,000 145.000 70% 150,512 153,600 140,000 146,396 135.000 130,000 60% H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 (年)

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2. 自主防災組織等

(1) 地域の自主防災活動

自主防災組織は地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織をいう。平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険箇所等の把握及び周知等を行うこととしている。

令和2年4月1日現在で、全国1,741 市町村のうち1,688 市町村で169,205の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率は84.3%となっている(第4-2図、附属資料4-1)。また、自主防災組織を育成するため、令和元年度には、1,018 市町村において資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、207 市町村において資機材等の現物支給が、それぞれ行われている。これらに要した経費は令和元年度で合計39億9.081 万円となっている。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないように、細心の注意が払われているが、住民の事故が起きてしまった場合には、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度等を活用することが可能である。

(2)女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災の予防に関する知識の修得、地域全体の防火防災意識の高揚等を目的とした組織をいう。その数は令和2年4月1日現在で7,630団体であり、約114万人のクラブ員が活動している。

日頃から、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火 防災意識の啓発等、地域の実情や特性に応じた活動を 行うことにより、安心・安全な地域社会を構築すると ともに、災害時に同クラブ員が協力して活動できる体 制を整えている。

また、女性防火クラブの相互交流や活動に関する情報交換、研修等を通じて同クラブの充実強化につなげるため、令和2年4月1日現在で43道府県において、道府県単位の連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援 や、被災地への義援金・支援物資の提供等の活動が行 われた。また、平成28年熊本地震においても避難所 での炊き出し等の支援が行われた。

(3) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、その数は、令和2年5月1日現在で4,352団体であり、クラブ員の数は約41万人となっている。同クラブでは、火災予防の普及徹底を目的とした学習・ポスター作成・研究発表、校内点検、火災予防運動等の活動のほか、消火訓練、避難訓練、救急訓練などの実践的な取組や防災タウンウォッチング、防災マップの作成など、身近な防災の視点を取り入れた活動が多く行われており、将来の地域防災の担い手となることが期待されている。

消防庁では、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を平成24年度から開催している。

令和2年度は、9月19日から21日まで鳥取県米子市において交流大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止することとした。

(4) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするための組織である。近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童(主に幼稚園、保育園の園児等)を対象として編成され、消防機関等の指導の下に同クラブの育成が進められている。

なお、その数は、令和2年5月1日現在で13,480 団体であり、クラブ員の数は約112万人となっている。

(5) 事業所等による地域の防災活動

事業所では自らの施設における災害を予防するための自主防災体制が整えられているが、事業所が自主防災組織と協定を結び、地域の防災力を高めている例がある。例えば、病院が自主防災組織との間で平常時に協定を結び、災害時に円滑な救援活動ができるような体制を整えている。例えば、阪神・淡路大震災では、事業所が地域の消火活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館が避難所として提供された。

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

このほか、認定特定非営利活動法人日本防災士機構 が認証する防災士も、自主防災組織に積極的に参画し、 防災知識の普及等の防災活動を行うなど、地域防災力 の向上に努めている。

災害に強い安全なまちづくり

1. 防災基盤等の整備

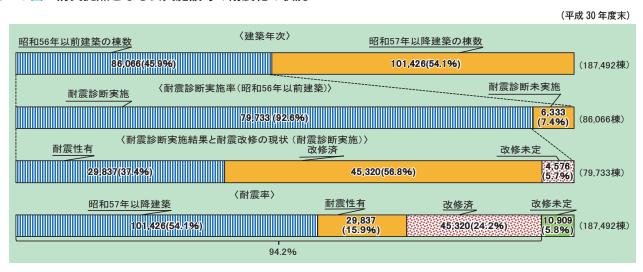
(1)公共施設等の耐震化

消防庁では、大規模地震発生時においても、災害対

策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、

- [1] 避難場所・避難所となる公共・公用施設(学校 や体育館など)
- [2] 災害対策の拠点となる公共・公用施設(都道府県、市町村の庁舎、消防署や警察署など)
- [3] 不特定多数の住民が利用する公共施設(文化・スポーツ施設、県民会館・公民館など)
- 〔4〕社会福祉事業の用に供する公共施設等の耐震化を推進している(第4-3図)。

第 4-3 図 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



(2) 防災施設等の整備

災害に強い地域づくりを推進するためには、消防防 災の対応力の向上に資する施設等の整備が必要であ り、消防庁では、消防防災施設整備費補助金や緊急防 災・減災事業債等の財政措置を講ずることにより、防 災施設等の整備を促進している。

地震や豪雨による災害では、市町村の災害対策本部 機能の喪失又は著しい低下等が見られたことから、消 防庁では、非常用電源の整備、多様な手段による速や かな被害情報収集手段の確保を地方公共団体に要請し ている。

(3) 防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難場所・ 避難所又は防災活動の拠点を確保することは非常に重 要であり、想定される災害応急活動の内容等に応じた 機能を複合的に有する「防災拠点」として整備してい くことが必要である。 このため、平常時には防災に関する研修・訓練の場等となり、災害時には、防災活動のベースキャンプや住民の避難場所・避難所となる防災拠点の整備が必要である。消防庁では、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債等の財政措置を講ずることにより地方公共団体における防災拠点の整備を促進している。